

## 令和2年度伊勢市個人情報保護制度実施状況

### 1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

令和2年度における実施機関からの届出件数は27件でした。

(単位：件)

実施機関名	件数
市長	25
議会	1
消防長	1
合計	27

### 2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。

令和2年度における事務の廃止の届出は9件でした。

(単位：件)

実施機関名	事務の廃止
市長	8
教育委員会	1
合計	9

### 3 実施機関別の登録

令和2年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、570件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況 (令和3年3月31日現在)

実施機関名	件数
市長	447
教育委員会	61
病院事業管理者	11
選挙管理委員会	5
監査委員	2
農業委員会	4
消防長	35
議会	5

合 計	570
-----	-----

#### 4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

令和元年度における個人情報開示請求件数は15件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	0	0	1	0	3	1	1	2	0	1	4	2	15

なお、開示請求の実施機関別状況は次のとおりでした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名（市長部局以外）	件数
市 長	課税課	3	X	X
	戸籍住民課	3		
	健康課	2		
	生活支援課	3		
	子育て応援課	1		
	保育課	3		
	計（6課）	15		
合 計				15

#### 5 個人情報開示請求者別状況

令和2年度における個人情報開示請求者数は、延べ15人でした。その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位：人)

本人		10
代理人	未成年者	5
	成年被後見人	0
	遺族等	0
	傷病等	0
合計		15

#### 6 開示請求の決定状況

##### (1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示9件、一部開示3件、不存在2件、取下げが1件でした。

(単位：件)

区分	請求	開示	一部開示	非開示	不存在	取下げ
件数	15	9	3	0	2	1

- (2) 一部開示・不存在・非開示・請求却下理由別内訳  
 一部開示、不存在、非開示又は請求却下となった理由は次のとおりです。  
 なお、1件の請求に対して複数の理由のものがありました。

(単位：件)

不 開 示 理 由	一部開示 非開示 不存在	請求却下	合計
法令秘情報（第17条第1号）	0	X	0
生命・財産等侵害情報（第17条第2号）	0		0
第三者の個人情報（第17条第3号）	3		3
法人等情報（第17条第4号）	1		1
国等協力関係情報（第17条第5号）	0		0
審議・検討・調査等情報（第17条第6号）	0		0
行政運営情報（第17条第7号）	0		0
公共の安全、秩序維持情報（第17条第8号）	0		0
任意提供情報（第17条第9号）	0		0
死者の名誉毀損情報（第17条第10号）	0		0
審査会意見（第17条第11号）	0		0
個人情報不存在（第21条）	2		2
請求対象とならない情報	X		0
請求要件を満たさない		0	0
合 計	6	0	6

## 7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、令和2年度における目的外利用の届出は58件、外部提供の届出は75件でした。その状況は次のとおりです。

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

### (1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外部提供	計
市 長	57	66	123
教 育 委 員 会	0	0	0
消 防 長	1	9	10
合 計	58	75	133

### (2) 目的外利用等の根拠

(単位：件)

本人の同意を得ているとき（条例第 11 条 2 項 1 号）	17
法令等に定めがあるとき（条例第 11 条 2 項 2 号）	105
公表された事実であるとき（条例第 11 条 2 項 3 号）	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき（条例第 11 条 2 項 4 号）	0
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき（条例第 11 条 2 項 5 号）	13
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めるとき（条例第 11 条 2 項 6 号）	26
統計の作成及び学術研究の場合で、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき（条例第 11 条 2 項 7 号）	2
審査会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき（条例第 11 条 2 項 8 号）	2

#### 8 審査請求の状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、審査請求ができるようになってはいますが、令和 2 年度の審査請求はありませんでした。

#### 9 審査会の処理状況

令和 2 年度における伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への個人情報保護制度の運用等に関する諮問はありませんでした。